

静岡県耐震改修促進計画（第3期・令和3年度～7年度）概要版 案

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

- 過去の大地震では、旧耐震基準で建てられた住宅や建築物の倒壊により、多くの尊い命が奪われている。大地震はいつでも起きてもおかしくない状況であり、住宅・建築物の耐震化は喫緊の課題である。
- 本県では、平成13年度からプロジェクト「TOUKAI-0」により木造住宅の耐震化に対して重点的に支援するとともに、平成18年10月に静岡県耐震改修促進計画の第1期計画（H18～H27）、平成28年4月に第2期計画（H28～R2）を策定し、耐震化率95%を目標に、住宅・建築物の耐震化に向けた各種施策に取り組んできた。
- 今般、第2期計画が令和2年度末で満了することから、令和3年度からの運用に向けて第3期計画を策定する。

(2) 計画の目的

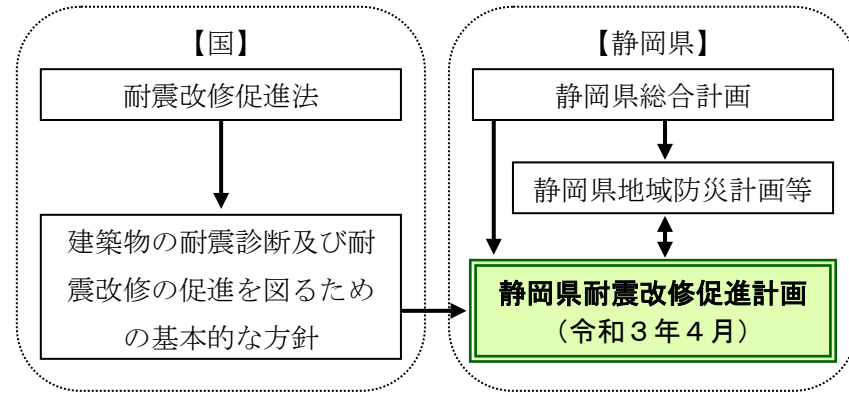
- 地震による建築物の倒壊等の被害から、一人でも多くの県民の命を守るため、県内の既存建築物の耐震診断及び耐震改修を効果的かつ効率的に促進することを目的とする。

(3) 計画の位置付け

- 耐震改修促進法に基づき国が定めた基本方針を踏まえて作成するとともに、「静岡県総合計画」、「静岡県地域防災計画」等との整合を図るものとする。

(4) 計画の期間

- 令和3年度から令和7年度までの5年間



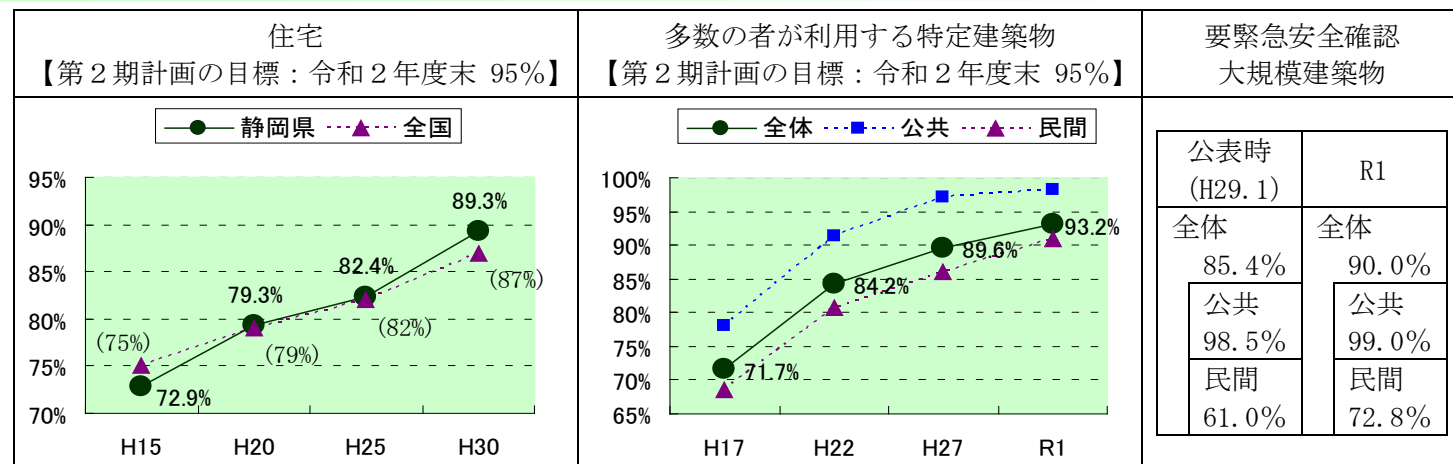
2. 想定される地震の規模と被害の状況（静岡県第4次被害想定）

想定される最大クラスの地震 南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9.0程度)	想定される被害	建物被害（最大） 全壊・焼失棟数：約30万棟 (津波による被害を含む)	人的被害（最大） 死者数：約105,000人 津波：約96,000人 建物倒壊等：約9,300人
--	---------	---	---

3. 基本方針

- 「建築物の耐震化」と「命を守る対策」を総合的に取り組むことによって、地震による建築物の倒壊等の被害から「一人でも多くの県民の命を守る」ことを基本方針として定める。

4. 耐震化の現状



- 全国と比べても耐震化が着実に進んでいるものの、目標の達成は大変厳しい状況。
- 建替えが当初の想定より進まなかったことや、資金面や高齢等の理由から耐震改修が難しい世帯が多く残っている。
- 全体としてはおおむね計画どおり耐震化が進んでいるものの、厳しい経営状況や多額の費用負担等の課題により、民間建築物、特にホテルや旅館など不特定多数の者が利用する建築物の耐震化が遅れている。

5. 耐震化の目標

(1) 基本目標

- 地震による建築物の倒壊等の被害から一人でも多くの県民の命を守るため、耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）のおおむね解消を目指す。

(2) 個別目標

建築物の用途	耐震化の現状				耐震化の目標（令和7年度末）	
	年度	総数	耐震性有	耐震化率	耐震化率	目標 戸数・棟数
住宅	H30 (推計)	142.5万戸	127.3万戸	89.3%	95%	木造住宅耐震補強助成 5,000戸
要緊急安全確認大規模建築物	R1	299棟	269棟	90.0%	95%	耐震化実施棟数 16棟

6. 耐震化の促進に向けた取組方針

(1) 基本方針

- 所有者、県、市町、自主防災組織、建築技術者、建築関係団体等が、それぞれの役割分担のもと、相互に連携を図りながら取り組むことによって、住宅・建築物の耐震改修を促進するものとする。また、旧耐震基準の住宅・建築物は築40年以上経過していることから、耐震改修だけでなく建替えもあわせて促進する。なお、費用その他の理由により耐震化に取り組むことが難しい世帯に対しては、一人でも多くの県民の命を守るということを主眼に置き、耐震性のある住宅への住み替えや、耐震シェルター・防災ベッド等の「命を守る対策」を提案していく。

(2) 所有者、県、市町の役割分担

所有者	耐震化が自らの生命や財産を守るだけでなく、隣接する地域の防災上においても大変重要であることを認識し、自らの問題、地域の問題として考え、自発的かつ積極的に耐震化に努めるものとする。
県・市町	所有者の取組を支援するという観点から、耐震化を行いやすい環境整備や負担軽減に取り組むものとする。

7. 耐震化を促進するための施策

施策内容	主な取組	
①耐震化の促進を図るための支援	・プロジェクト「TOUKAI-0」事業により耐震化を行う所有者へ助成	継続
②安心して耐震改修できる環境の整備	・耐震診断の実施や相談対応を担う「静岡県耐震診断補強相談士」の活用	継続
③地震時の総合的な安全対策	・ブロック塀の安全対策、家具の転倒防止対策等を促進 ・耐震シェルター、防災ベッド等の耐震化以外の「命を守る対策」を促進	継続
④地震時における道路の通行の確保	・指定道路の沿道建築物の耐震診断義務化による耐震化の促進	継続

8. 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

施策内容	主な取組	
①ハザードマップの活用	・第4次地震被害想定ハザードマップを周知	継続
②相談体制の整備・情報の充実	・県、市町に設置されている相談窓口におけるきめ細やかな相談対応 ・耐震化に関する特設ホームページ「耐震ナビ」での情報提供	継続
③パンフレット等の作成と活用	・耐震化した方の思いをまとめた「きっかけリーフレット」の活用 ・地震後の避難生活をイメージできるパンフレットの作成	強化
④リフォームにあわせた耐震改修の誘導	・リフォーム事業者や不動産仲介業者等に耐震化の必要性と補助制度を周知し、住宅リフォームとあわせた耐震改修の実施を促進	強化
⑤自主防災組織・地域福祉との連携	・自主防災組織の活動を通じた地域からの働きかけを実施 ・高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターから周知	強化
⑥所有者の状況を踏まえた啓発	・DMや戸別訪問により、所有者の状況を把握し、各世帯の事情に応じて「命を守る対策」も含めて幅広い対策を提案	強化
⑦建築関係団体との連携	・静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会等と連携し、相談会等を実施するほか、耐震化の阻害要因の解消に向けた検討を実施	強化